

○議長（吉田敏郎）

議案第５８号 足柄上衛生組合規約の変更に係る協議についてを議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、足柄上衛生組合規約で定めた共同処理する事務のうち、介護認定審査事務を削ることについて、同規約を変更する必要があるため関係市町との協議をしたいので、本案を提案をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（渡邊雅彦）

それでは、議案の表紙を御覧ください。

議案第５８号 足柄上衛生組合規約の変更に係る協議について。

足柄上衛生組合規約を変更することについて、地方自治法第２８６条第１項の規定により別紙のとおり関係市町と協議する。よって、同法第２９０条の規定により議会の議決を求める。

令和２年１２月４日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、今回の規約の変更の概要につきまして、御説明いたします。

現在、足柄上衛生組合におきまして、足柄上地区１市５町の介護認定審査会事務の共同処理を実施しております。来年１０月１日から、介護認定審査会事務を南足柄市に事務移管することに伴い、足柄上衛生組合で共同処理をする事務から介護認定審査事務を削除するものでございます。

１ページを御覧ください。協議書案のかがみでございます。

２ページをお開きください。改正規約案の本文でございます。こちら朗読させていただきます。

足柄上衛生組合規約の一部を改正する規約（案）

足柄上衛生組合規約（昭和３９年神奈川県指令３９地第７５４号許可）の一部を次のように改正する。

第３条第４号を削る。

附則、この規約は、令和３年１０月１日から施行する。

３ページをお開きください。足柄上衛生組合規約の新旧対照表になります。

左側が改正後、右側が改正前となっております。第３条の足柄上衛生組合で、共同処理する事業につきまして、第４項の介護認定審査事務に関するものを削除するものでございます。

続きまして、４ページから６ページ、こちらにつきましては、現在の規約を参考として添付させていただいております。

御説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第５８号 足柄上衛生組合規約の変更に係る協議について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。よろしいですね。

（ 賛 成 全 員 ）

○議長（吉田敏郎）

採決を締め切ります。

採決の結果、賛成全員によって、可決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会をします。皆さん大変お疲れさまでした。

午後４時１７分 散会